

第3回桐生市下水道使用料審議会 議事録

1. 日時 令和7年5月8日 午後1時30分から3時05分まで
2. 場所 境野水処理センター 会議室
3. 出席者 (1) 委員 13名中10名出席
(2) 事務局 水道局長、下水道課長、境野水処理センター所長、
下水道課業務係長、工務係長、維持係長、
境野水処理センター管理係長、施設係長、業務係

5. 審議会

- (1) 境野水処理センター場内見学 午後1時35分から2時25分
- (2) 審議会 午後2時25分から3時05分
事務局より審議会資料に沿って説明

- ① 令和4年度・5年度の維持管理費内訳について
- ② 費用削減の取り組みについて
- ③ 追加改定案について

会長：約5,000万円の経費削減となった⑤「汚泥の処理方法変更」については
今期の取り組みではなく、以前の実績として記載されているものでよろし
いですか。

事務局：はい。

会長：「2 費用削減の取り組み」の②については、川内の処理場ですか。

事務局：はい。新堀住宅団地完成時、川内地区は公共下水道が未整備であったた
め、敷地内に小規模汚水処理施設を設置し処理しておりましたが、管渠の
整備により団地全体の排水が処理可能となったため、公共下水道へ接続
替えし処理場を廃止したというものです。

委員：「2 費用削減の取り組み」の①令和7年度実施予定の非効率となる地区
について、具体的にどの地区が該当するのでしょうか。当該地区の住民と
の調整は完了されていますか。

事務局：これからのお話となるため地区名は記載しておりませんが、概ね川内地
区の山間部となります。全体的な下水道事業の状況等を踏まえ、住民の方
々のご理解を得ながら区域変更を進めて参りたいと考えております。今回
は今後の予定としてお示ししております。

会長：③の借入金の変更で12万円削減とありますが、こうした節約の積み重ね
は大切だと思います。「1 維持管理費の内訳」は、前回要望したものにな

りますが。何かございますか。

委員：「1 維持管理費の内訳」にある負担金とは、どのような経費ですか。

事務局：境野水処理センターで処理する汚水は渡良瀬川の左岸地区からの排水となります。右岸地区からの排水は流域下水道として、県施設である桐生水質浄化センターで処理しており、そちらに支払う費用となります。

委員：金額はどのように決定しますか。

事務局：メーター計測した有収水量を基に、施設費用から按分して算出されるため、使用した分増額となります。

委員：ありがとうございます。金額が大きいですね。

事務局：現在の流域下水道となるまで、右岸地区の排水を処理するために市が整備した施設となります。負担金として県へ支払う費用と市単独事業として発生し得る費用の比較はできませんが、同額程度費用は発生するものと考えます。

委員：「1 維持管理費の内訳」にある委託料には、何社分の委託が含まれますか。

事務局：境野水処理センターの運転管理委託、検針徴収委託をはじめ、細かな委託を数多く含みます。

事務局：経常的に係る委託と事業継続のために突発的に発生する委託等があるのが現状です。

委員：金額は入札で決定するものですか。

事務局：はい。

委員：修繕費や工事費が少額に思えるのですが、先程見学した施設の老朽化対策に充てる費用はどこに記載されていますか。

事務局：資本的収支の建設改良費となります。

令和5年度の収入は12億7319万円、内訳は企業債や国庫補助金等となります。支出は19億8511万6千円、建設改良費7億5973万9千円に含まれております。

会長：よろしいでしょうか。

それでは「3 追加改定案③・④」について、改定案①・②に加え新たな案が追加されましたが、ご質問のある方はお願いいたします。

会長：10㎡を超えた場合の料金体系は変わらない改定案となるようです。

事務局：事務局といたしましては、今回の使用料改定は、基本使用料をどのように改定するか検討したいと考えております。

現在基本使用料1,000円で10m³まで、11m³以上は従量料金1m³あたり150円をいただいておりますが、従量料金を改定した場合、大口利用者に大きな影響を及ぼすこととなった前回の改定を考慮した判断となります。

今後予定しております施設改修に取り組むうえで、段階的な料金改定が必要ではありますが、令和7年度から16年度までの10年間の経営戦略では、境野水処理センターの施設改修に係る減価償却費を含んでおりません。

経費回収率100%未達成ではありますが、今回それ程大きな改定をせずとも不足分を補える状況であると考えております。また、1m³あたり150円以上であれば、一般会計からの基準内繰入金を充てることが可能であるため、従量料金を160円や170円に上げる必要もありません。現状1m³あたり150円に最も近い料金改定が望ましく、経営戦略においても改定率を15%から18%の間として記載しております。

今回は月500円年間6,000円の改定で、経費回収率100%を確保できると考えております。段階的な料金改定が必要な状況ではありますが、経営戦略も5年毎に実施し今後も料金改定を見直すこととなります。

利用者へ大きな影響が生じぬような料金改定が望ましい考えからお示した案となります。

委員：今回の改定は経費回収率の上昇が目的と思われますが、不足分は市の一般財源から補填されているということでしょうか。

事務局：はい。不足分は一般財源から補填いただいております。下水道使用に関係のない方の費用も含まれるため、受益者負担の考えからも良い状況ではありません。

委員：経費回収率 100%を達成すればそうした補填は解消するということですか。

事務局：はい。

委員：今後想定される動力費や人件費、材料費の増加の可能性を考えると、提示案で経費回収率100%を十分に達成する改定となりますか。

事務局：現時点では今回の改定案で10年間は経費回収率100%を達成できる試算でおります。

委員：負担増にはなるが、インフラ維持は大変重要であると思うので、将来を見据えた十分な改定の検討も必要ではないかと考えます。

事務局：ありがとうございます。いただいたご意見を踏まえ、検討したいと思っております。

会長：最終的には答申書を作成することになりますが、今回お示しの改定案からいずれかを選択するということではありません。何%の値上げが必要な状況である等の書き方になると思いますが、令和9年度からの改定に向けた答申となります。

2年後の状況を踏まえた内容にしなければならないが、下水道の使用料で維持管理を賄うことを前提に、人口減少と世帯数の推移等を考慮していきたいと思います。

事務局：今後の料金改定に向けた日程確認のため、第1回配付資料の「13 経費回収率向上へのロードマップ」をご覧ください。

令和9年度に使用料改定、令和10年度に効果検証、令和11年度から「使用料改定の協議・検討」とありますとおり、使用料改定につきましては、5年毎に審議会を継続的に開催、状況について協議・検討させていただきたいと思います。

経営戦略改定につきましても、令和7年度から16年度までの10年間で5年毎に定期的な検証を実施いたします。

会長：5年毎に使用料の改定有無について、これからも審議するということですね。

事務局：はい。経営戦略については、10年に1度見直すことになります。

会長：他にご意見ないようであれば、「審議内容（2）第4回審議会の開催日程について」に入ります。

次回から答申書の内容について詰めていきたいと考えています。第1回資料に前回の答申書をお配りいたしました但、具体的な答申というよりも提案するような内容となります。

当初の予定では7月から9月までに審議会を終了し、答申書を作成する期間となっておりますので、次回までに私の方で答申書のたたき台を作成し、皆さまにお目通しいただければと思います。また当日に皆さまの前で読み上げながら、詳細を詰めて最終的な形が出来上がればと考えています。このような流れで進めてよろしいでしょうか。

各委員：はい。

会長：次回日程はどうしますか。6月の中旬には皆さまにたたき台をお配りし7月中旬には最終の審議会を開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員：はい。

会長：答申書のたたき台が完成次第、皆さまにお配りしますので、お目通しと内容の検討をよろしくお願いいたします。

委員：質問よろしいでしょうか。

経営戦略でパブリックコメントが出ていたと思うのですが、何かご意見ありましたか。

事務局：パブリックコメントいたしました。特に意見提出はありませんでした。経営戦略をホームページに公表しておりますので、お時間ございましたらご覧ください。

委員：ありがとうございました。

会長：「審議内容（３）その他」については、何かございますか。

それではもう一度お集り願いますが、次回まとめたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございました。以上で第3回下水道使用料審議会を終了させていただきます。

第4回につきましては、会長からお話がありましてとおり、答申案を基に進めてまいりたいと思います。日程につきましては、調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。